

2002/08/28

(社)日本証券アナリスト協会 事務局次長 阿部大輔

「EPS会計基準・同適用指針の公開草案」に対するコメント

『株式併合又は株式分割』という用語

本基準では第20項等で『株式併合又は株式分割』という用語が使われている(英訳すると reverse stock split or stock split となる)が、株式分割が日常茶飯事なのに対して株式併合はきわめて稀な現状からみると違和感がある。『株式分割又は株式併合』に改めたほうがよいと思う。

株式分割・併合の影響開示の前期以前への適用

第32項『前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、これらが当期の財務諸表とともに開示されている場合、当期に行われた株式分割・併合が前期首に行われたと仮定した普通株式数を用いて算定し、……』とあるが、前期に限らずそれ以前の決算期のデータも当期の財務諸表とともに開示されることが多く、また第61項では開示目的として『時系列比較を確保するため』と掲げているところでもあり、国際会計基準同様に下線部分をそれぞれ『前期以前(or 前期およびそれ以前の期)の』および『報告されている最も早い期首に』に改めたほうがよいと思う(第61項、適用指針第40項についても同じ)。

第32項で『……、その影響を注記する。』とあるが、『影響』では株式分割・併合が与える影響(=差額)を注記するのか、その影響を反映した数値を注記するのか不明確なので、例えば『……株式分割・併合の影響を反映した数値を注記する』と明確にしたほうがよいと思う。

同様に、基準第33項(当期末後に株式分割・併合が行われた場合の重要な後発事象)『……以下によって算定された前期及び当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の影響を、……』の下線部分をそれぞれ『前期以前及び当期(or 当期、前期及びそれ以前の期)の』および『株式分割・併合の影響を反映した数値を』に変更するのがよいと思う(第61項、適用指針第40、42項についても同じ)。

株式数の算定で株式分割・併合の影響を期間按分せず一律遡及修正する理由

第53項では『当期に株式分割・併合が行われた場合、行われた時点以降の期間に反映させる考え方と、期首に行われたとする考え方があるが、……』とあるが、前者の考え方に基づいて計算した期中平均株式数を分母にとったEPSは、株式分割前の株価、株式分割後の株価のどちらにも対応しない無意味な数値となる。確かに新株の1株当たり配当が日割計算で決められる慣行が存在するとしても、それとEPSの算定とは別問題であり、前者の考え方は不適切と思う。なお、後者の考え方に基づいて株式分割・併合が期首に行われ

たと仮定する考え方をする理由として、第 53 項では『……期末に行われても既存の普通株主に一律に影響するものであるため、普通株主に関する企業の成果を示すため……』とあるが、アナリストの立場からは『株価、EPS とも株式分割の影響を修正後の数値をとることによって両者の数値を対応可能にするため』ということになる。

潜在株式調整後 EPS を行わない 3 つの場合の理由

基準第 24 項『以下の場合、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり利益の開示は行わない。』の下線部分は削除したほうがよいと思う。「(1)潜在株式が存在しない場合」に希薄化効果がないのは当然、「(2)潜在株式が存在しても希薄化効果を有しない場合」は同義反復になることに加えて、「(3)1 株当たり当期純損失の場合」にマイナスの絶対額が減少することをもって希薄化効果がないと解釈することに若干違和感がある。

1 株当たり当期純損失の場合、潜在株式の行使・転換を仮定すると調整後の 1 株当たり当期純損失は調整前のそれと比べて、通常は分母の株式数の増加によりマイナス幅が縮小するが、逆にマイナス幅が拡大する（例えば、期中平均株価がワラントの行使価格を下回り、行使を仮定すると株式数が減少する）ケース、および純損失が純利益に転じる（例えば、転換社債の転換を仮定すると利子負担消滅で僅かなマイナスがプラスに転じる）ケースも考えられる。「(3)1 株当たり当期純損失の場合」に潜在株式調整後 1 株当たり利益の開示は行わない理由は「1 株当たり当期純損失の場合、どのようなケースが“希薄化”あるいは“逆希薄化”に該当するかについての解釈が難しいため、国際会計基準（§26）のように（調整前と比べて通常はマイナス幅が縮小することになる）調整後の数値を開示すると誤解を招く恐れがある」からではないか？

コントロール・ナンバー自体がマイナスの場合の考え方・取扱い

確かに第 21 項では「潜在株式の行使または転換を仮定した場合の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益が、1 株当たり当期純利益を下回る場合に、当該潜在株式は希薄化効果を有するものとする」と希薄化効果についての定義がなされているが、1 株当たり当期純損失の場合にどのように取扱うべきかの考え方が明白に示されていない。

基準案第 55 項の末尾にある「このように、本会計基準では、当期純利益によって希薄化効果の有無を判定することから、1 株当たり当期純損失の場合には、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失の算定は行わない」の部分は削除したほうがよいのではないか？この記述は、当期純利益以外のコントロール・ナンバー段階ではプラスでも当期純利益段階でマイナスになるケースを取り上げているものと思われ、「本会計基準では、当期純利益によって希薄化効果の有無を判定することから」というのは、「希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失の算定を行わない」理由にはならないと思う。本基準では、希薄化効果の有無判定に使われるコントロール・ナンバー自体（本基準では当期純利益・純損失がそれに該当）がマイナスの場合にどのように取扱うべきかの考え方、およびそれがマイナスの場合は潜在株式調整後のデータを開示しな

いとするのであればその理由を示しておくことが望ましい。

時価より低い発行価額による第三者割当についての説明

適用指針第 50 項『時価より低い発行価額にて第三者割当が行われた場合……』の期中平均株式数の計算については、同第 16 項の後半部分『……なお、時価より低い発行価額による株主割当が行われた場合に含まれる株式分割相当部分……』に統合したほうがよい（統合した部分を第 16 項から切り離して新第 17 項とする案も考えられる）と思う。EPS の分母算定のポイントは、第三者割当のように新規株主が参入し資産・負債に変化が生じる場合は期中平均株式数、株式分割のように既存株主の持分が単に分割されるだけで資産・負債に全く影響がない場合は表示される最も早い期の期首に行われたと仮定することにあるので、この点を端的に示すためにも、株主割当有利発行と第三者割当有利発行を並列して取り上げることが望ましい。

条件付発行可能普通株式についての説明

適用指針第 29 項、第 32 項、第 54 項に出てくる『期末までに条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合』とは、具体的にどのようなケースを指しているのか文章だけではイメージが掴みにくい。簡単な事例を示してほしい。

転換社債型新株予約権付社債についての説明

適用指針第 52 号の後半『一括法により会計処理された新株予約権付社債は、通常、転換社債型新株予約権付社債と呼ばれている。』は、『代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債は、通常、転換社債型新株予約権付社債と呼ばれており、その会計処理方法として一括法と区分法の選択が認められているが、ほとんどの場合一括法がとられている。』でしょうか？

以上